

趣旨

令和6年12月16日に県MC協議会で【DNARプロトコル】が策定されました。熊本市消防局は、策定のコアメンバーとして当初から携わり概ね変更する場所はないものの、1点のみ市MC協議会の中で協議する必要があります。

プロトコル 5頁 心肺蘇生等の中止後活動指針 (協議案件は赤字部分になります)

- 心肺蘇生の中止後も、医師による死亡確認までは、尊厳をもって患者に対応する。
- 心肺蘇生中止後は、原則、傷病者を医師に引継ぎ、プレホスピタルレコードに医師の署名を得る。なお、直接医師に引き継げなかった場合は、後日、医師に署名を求める。
- 医師の現場到着が長時間（40分以上）かかることが予想され、医師に相談した結果、医療機関に搬送しない場合は家族等から「医療機関への不搬送等同意書」に署名をもらい、現場から帰任する。
- 心肺蘇生中止の判断後、医療機関までの移送を依頼された場合は、地域MCのプロトコールに則って対応する。** (なお移送する場合は普通走行が妥当である。)

DNARの傷病者について、心肺蘇生中止の判断後、医療機関まで移送(処置をせずに搬送)を依頼された場合、対応方法はどうされていますか？

緊急搬送で何もせず搬送	普通走行で移送	緊急搬送で救命処置を実施し搬送
1本部 (神戸市) (仙台市・名古屋市・広島市)	3本部 (札幌市・新潟市・さいたま市・千葉市・横浜市・川崎市・相模原市・静岡市・浜松市・京都市・大阪市・堺市・岡山市・北九州市)	15本部 (札幌市・新潟市・さいたま市・千葉市・横浜市・川崎市・相模原市・静岡市・浜松市・京都市・大阪市・堺市・岡山市・北九州市)

移送という考え方について

心肺蘇生法を実施しない、死亡確認や死亡診断のための搬送は、総務省消防庁から「救急業務に該当しないと考えられる」との見解が示めされているため、移送で医療機関に搬送することはできません。

消防法第2条第9項の規定

救急業務とは、緊急に搬送する必要があるものを、救急隊によって、医療機関その他の場所に搬送することをいう。

道路交通施行令第14条

(緊急自動車の要件)

緊急自動車は、緊急の用務(患者搬送を含む)のため運転するときは、サイレンを鳴らし、かつ、赤色の警光灯をつけなければならない。

協議内容

移送 もしくは 搬送する場合

案	サイレン吹鳴	処置	搬送方法
①	なし	なし	移送
②	あり	なし	緊急搬送
③	あり	あり	緊急搬送
④	搬送しない		

③ 案で考えていますが、次のように捕足します。

原則、サイレン吹鳴と救命処置を実施し搬送。救急隊は、搬送先医師に現場状況を伝え、処置内容については医師に判断を仰ぐ。

④ 搬送は実施しない

市局スケジュール

R6,12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4
県MC(12/16) DNAR策定 ポスター作製、関係機関広報			受領 市MC(3/21) DNAR協議	4月1日～運用開始を目標 市関係機関等へ広報

市MC協議会で承認後、関係機関等に周知開始します。